



第23期第4回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和7年9月25日

## 第23期 第4回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年9月25日（木） 午後2時から

2 場 所 静岡県庁別館2階第3会議室B（静岡市葵区追手町9-6）

### 3 議 題

#### （1）諮問事項

ア 知事許可漁業の制限措置等について

資料1

イ 小型機船底びき網漁業手縄第3種漁業（負けた網漁業）について

資料2

#### （2）協議事項

ア 知事許可漁業の取扱方針について

資料1

イ 令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について

資料3

#### （3）報告事項

くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量 資料4  
の変更について

#### （4）その他

次回開催日程について

### 4 出席者氏名

#### 委 員

高田 充朗	西原 忠	金指 治幸	原 剛
薩川 一義	和久田米喜	岩瀬 清敏	橋ヶ谷雄介
竹内 照裕	田口さつき	福井 篤	鳥居 恒子
江口 智美	安間 英雄		

#### W E B 参 加

浪川 珠乃

#### 欠 席 委 員

石原 広恵

#### 水産・海洋局

吉野 晃博

#### 水産資源課

松山 創 瀧川 智人 桜 亮介

#### 事 務 局

小泉 康二 津久井 剛 山崎 資之 鈴木 聰志

○小泉事務局長

それでは、ただいまから、第23期第4回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により成立していることを御報告させていただきます。本日、浪川委員はオンラインで御参加いただいております。また、石原委員からは御欠席の報告をいただいております。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。

ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○鈴木主任

事務局の鈴木です。本日は委員1名がオンラインで御出席いただいております。会場中央にありますマイクで集音しておりますので、音を拾いやすくするため、声は大きめで御発言をお願いいたします。以上です。

○小泉事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。それでは高田会長、よろしくお願ひいたします。

○高田会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、ご自分の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私からです。いとう漁協の高田です。ここにきて潮が変わったのか、またキハダマグロが定置に入り出しております。多いところでは、3トンくらい入ってるところもあります。それで、去年までは、こちらでは水カマスと呼びますが、ヤマトカマスが結構獲れていたんですが、今年はなぜか少ない状況です。アジも、ジンタから、ちょっと大きめが少し揚がったんですが、ここにきてアジも少し切れたのかなというような状況です。また、キンメダイについては、凪が悪くあまり出てないというふうな状況です。行けば、去年よりは顔を見れるような状況です。以上です。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。イセエビ漁は25日に解禁の予定だったんですが、30日になりました。カツオ漁については、1本釣り並びにひき縄も低調で、なかなか量的にまとまった水揚げがありません。キンメに関しては、ここ5回ほど低調です。原因として、関係者は

潮が全然いっていないと言っています。

シラスに関しては、遠州灘で獲れたり、内湾で獲れたということで、そんな爆発的な獲れ方ではないですが、1か月、2か月前の1回出て3日休みのような状況ではなくて、3、4日続けて出ています。単価的には3万円から5万円くらいで、ちょっと太めですかね。生で食べるにはちょうど良いくらいです。他は、遊漁船に関しても、上は26から27℃くらいあるのが、どうも下の方が冷たいんじゃないかなということで、全然反応がないという状況です。以上です。

○原委員

由比港の原です。今週の22日に県サクラエビ漁業組合の会議をやりまして、10月29日から12月24日に漁をすることになりました。特に報告はないけども、6月からずっとサクラエビの産卵調査をやっていますが、県の調査船の方の情報がまだ入ってきていないのですけど、青年部がやってくれている調査ですと、8月に1日だけ卵が100個くらい、ぽんと増えたことがあったんですけども、今年はどうも、産卵状況があんまり良くないような感じで、産卵していないのか、残っていないのか、それは漁をやってみないと分からないです。また、淡々と漁をやっていきたいと思っています。以上です。

○竹内委員

伊豆漁協南伊豆支所の竹内です。南伊豆の主力のイセエビが16日に解禁しました。この何年かは、ものすごく低調でしたが、その中では少しあるのかなっていう感じですけど、小さいエビがすごく少ないので、これから数年後、ちょっと心配だなっていう感じです。ここ何年かは、イセエビをはじめ、全般的に非常に悪かったものですから、イセエビの漁業者が1割以上、漁から離れた影響もあって、これから量が上がらないと、心配な部分があります。黒潮の蛇行の終息が、これから吉となるのか、注意して見ていきたいなと思っています。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川の橋ヶ谷です。サバを獲っているんですけど、4月の終わり頃からずっと全然獲れない状態で、いろんな所、いろんな漁場へ行ってはみるんですが、とても経費なんか取れないような状況で、港にいる方が損が少ないとくらいの状況になってしまっていますけど、サバ船は僕らの一杯しかいないし、調査船の方も、なかなかサバの調査に出れないみたいで、情報とかもないものですから、いろんなところを回って様子を見て、また調査に出てっていうのをずっとやってますけど、毎回毎回持ち出しになってしまっているのですか

ら、もう持ち出しも限界がきているのかなっていう感じで、今後どうしていけばいいか、不安というか、そんな感じです。以上です。

○岩瀬委員

伊豆漁協稻取支所の岩瀬です。稻取はやはりキンメダイをやってますけども、9月はちょっと時化が続いて、出る日も少なくて参考にならないんですけど、9月に入って段々と産卵期も終わって、大体毎年キンメの食い方も少し鈍くなってくるので、9月、10月はちょっと落ち込むんじゃないかなと思って見てますけど、16日からイセエビも始まったんですけど、時化が続いてしまって、まだ2日しかやってないので参考にならないんですけど、水温の割にちょっと少ないかなという感じがします。以上です。

○和久田委員

浜名漁協の和久田です。シラスですが、6月、7月はそれなりの量があって、前年度より良くなつたんですけど、8月に入った途端にまた量が少なくて、週に2日出る程度の量しかなくて、9月に入って1日だけ潮の流れなのか、舞阪漁港全体で700カゴくらい揚がったんですけど、次の日また期待していくとその半分以下で、100から200前後とまた低調になってきて、今の週2日出て、100から200カゴ揚がるような状態です。湖内のアサリはゼロです。以上です。

○薩川委員

清水漁協の薩川でございます。シラスですけど、7月の15日過ぎから、かなりの量がありまして、8月の15日前までは、例年以上の量がありました。8月後半ちょっと少なくなつたんですけども、また9月に入って量がありまして、7月から9月の今日までの水揚量が1日平均で少ないと300万、多いときで2,000万という量がずっと続いています。

うちは用宗と清水の2地区あって、北東の風が吹き始めて、西へ向かう潮が通り始めたら清水の方は駄目で、用宗の方に固まってるという状況になっております。今日は400万くらいしかないので明日は休みになりましたけど、これが続いてくれれば、既に金額は去年以上になってますので、これからどのくらい伸びるかで、あと1億5,000万ぐらいは欲しいですけども、あとどのくらいかは、ちょっとまだクエスチョンマークです。あまり値が落ちないで推移しますので、このくらいの値段の推移でいくと、何とかあと1億円くらいは揚げられるかなという感じになっております。以上です。

○金指委員

沼津でまき網をやっております金指です。先般決まったサバの

TAC が 7 月から始まりましたが、とにかく沿岸にはサバがいます。ただし、極小サバで非常に単価が安いので、正直本当に獲りたくないです。私どもは、ちょっと明かりをつけて、魚が見えた試し釣りをして、極小サバが釣れたら、ここはよしておこうと、また違う場所へ行って、少しでも大きなサバを獲ろうと努力してはいるんですけど、嵐とか潮とかで、なかなか乗組員に負担をかける操業になってしまっていて、大きなサバを獲るには大変な状況です。他の湾奥の 2 か統、3 か統は遠くに行く戦力というか、そういう気持ちもないで、どうしても、分かっていても日銭を稼ぐために、沿岸で極小サバを獲ってしまいます。それが 20 トン、30 トンと積み上がっていくと、7 月から始まっている TAC に影響が出てくるのではないかと思います。そうでなければ獲って、日銭で 100 万とかになるので、皆そこそこのなるんですけど、目安量が決まってて、来年の 6 月までの長丁場と考えると悩ましくて、そのうち大型船が来て、沖で大きいサバを獲るようになると、ますます、県知事許可のまき網は厳しくて、どうでしょう、このままだと、2 年もつか、3 年もしたら終わってしまう可能性もあるんじゃないかなと思います。とにかく、少しでも大きいサバになれば、150 円とか 180 円とかしますけど、その孫サバを獲ると 30 円とか、そういう世界になってしまって、なるべく獲りたくないんですけど、獲らざるを得ないっていうか、最初は大きいサバが釣れても、蓋を開けてみると、火付きが良いので孫サバになってしまって、苦しい状況にあります。以上です。

○高田会長

皆様、ありがとうございました。それでは、本日の議事録署名人を薩川委員と浪川委員にお願いしまして、議事に入りたいと思います。なお、1 時間に 1 回程度、休憩時間を確保することとし、区切りの良いところで 10 分程度の休憩を取ります。

それでは、諮問事項ア 知事許可漁業の制限措置等について、協議事項ア 知事許可漁業の取扱方針について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

知事許可漁業に係る制限措置等について御説明いたします。今回、いるか突棒漁業の許可発出に向けて、許可内容となる制限措置等について、お諮りするものです。着座にて失礼いたします。

まず、配付資料について御説明いたします。1 ~ 2 ページが諮問内容の概要と諮問事項、3 ページが今後のスケジュールとなります。4 ~ 5 ページが取扱方針案、6 ページがいるか突棒漁業に係る制

限措置等の県公報告示案、7ページが知事許可漁業の許可について  
諮問文書、8ページ以下が参考資料として関係法令の抜粋となつて  
おります。

1ページの1の概要から御説明します。本県におけるイルカ漁の  
これまでの経緯ですが、いるか追込漁は、かつては伊豆半島各地で  
盛んに行われていましたが、現在、継続しているのは伊東市富戸のみとなっています。このため、許可は唯一いとう漁協に対して発給  
されております。

有効期間は令和6年9月1日から令和9年8月31日、操業期間は  
10月1日から翌年3月31日まで、捕獲できるイルカの種類、頭数  
については、毎年漁期前に水産庁が提示する本県の捕獲枠を限度と  
して管理しております。

いとう漁協では、平成16年にバンドウイルカ24頭を捕獲しました。  
それ以降も、平成26年までは毎年漁期前研修会を開催するなど、漁を行う準備をしておりましたが、イルカの群れの発見場所等  
の条件が整わず漁は行われていません。令和元年度、令和2年度も  
探索船を出しましたが、捕獲鯨種の発見に至らず、漁期を終了して  
います。令和3年度は、例年実施している漁期前研修会を開催せず、  
探索についても漁師の減少、高齢化により追込漁の体制確保が難し  
いことなどから実施が見送られたようです。

令和4年漁期前に関係者で協議し、追込漁の体制確保が当面困難  
であるとの結論に達し、令和4年漁期以降の捕獲枠の返上を決定して  
います。

次にいるか突棒漁についてです。追込漁に従事する漁業者の減少、  
高齢化により体制確保が難しくなる中で、イルカ漁の存続、食文化  
を守るため、いるか突棒漁業の知事許可化を求める要望が近年高ま  
ってきておりました。

こうした中、県では、令和2年12月の漁業調整規則改正時に、いる  
か追込漁を補完する知事許可漁業としているか突棒漁業を新設  
し、許可の発出に向けて調整を開始いたしました。いとう漁協、伊  
豆漁協等の関係漁業者の皆様は、突棒漁の操業技術等の習得のため、  
先進地の視察、研修を計画し実施する他、安全かつ法令を遵守した  
操業実現のため準備を行ってきました。また、本年、3月にいとう  
漁協、伊豆漁協の関係者の皆様が知事を表敬訪問し、いるか突棒漁  
の許可発出について要望しました。知事からは、漁ができるように、  
担当部局、海区漁業調整委員会で許可の内容について検討するよう  
にとの話がございました。

許可の発出についてですが、御説明しましたとおり、今般、いるか突棒漁業について、操業に関する準備や調整の見通しがついたため、手続きを進めてまいりますが、許可の発出に当たっては、許可の取扱方針、制限措置等について定め、これに基づき許可証を発給することとなります。

2の協議・諮問事項を御覧ください。協議事項ですが、お手元の資料4ページ、取扱方針案の内容について協議をお願いいたします。次に諮問事項ですが、2の制限措置及び許可を申請すべき期間、3の許可の基準、4の許可の有効期間の3点となります。3の許可の基準につきましては、取扱方針案の内容でもありますので、先に諮問事項について御説明させていただきます。

まず、2の制限措置及び許可を申請すべき期間ですが、静岡県漁業調整規則第11条第1項により、定めることとされており、同第3項により、海区委員会の意見を聴かなければならぬと規定されています。制限措置は、漁業種類から漁業を営む者の資格まで7項目で、追込漁での実績や漁業者からの意見を踏まえて設定いたしました。漁業種類は、いるか突棒漁業。操業区域は、富士川河口左岸正南の線以東の静岡県海面のうち伊豆市、沼津市界正西の線以北の駿河湾を除く区域。漁業時期は周年。推進機関の馬力数は定めなし。船舶の総トン数は19トン未満。漁業を営む者の資格は、熱海市、伊東市、東伊豆町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び伊豆市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、熱海市、伊東市で10、東伊豆町から伊豆市で20隻。許可を申請すべき期間は令和7年11月1日から令和7年11月30日までとしたいと存じます。

次のページ、Ⅲの今後のスケジュールを御覧ください。本日の委員会で御審議いただき、御了承いただけた場合、来月上旬に制限措置、申請期間の公示を行った後、11月の1月を申請期間といたします。

次に、3の許可の基準ですが、漁業調整規則第11条第5項に基づき定めるものです。先ほど、第1項にて許可をすべき隻数を10及び20と定めるとしたところですが、この数を超える場合には、当該知事許可漁業の状況を勘案して海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとすると規定されています。

取扱方針の第7許可等の基準を御覧ください。(1)～(5)の5項目です。(1)当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期

間の満了日到来のため、許可を申請した場合。これは、許可を受けている者が、新たな有効期間においても、引き継ぎ漁を行うとして、申請をした場合です。(2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継しようとする者が許可を申請する場合。これは、許可を受けている者から、その許可を承継するために申請する場合です。

(3) ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る者が許可を申請する場合。これは、現に漁業を営む者が水産資源の保護培養、漁業調整のため又は沿岸漁業の経営改善のため、イルカ漁への転換を図る者が申請する場合です。(3) イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図るため許可を申請する場合(前号の承継する場合を除く)。これは、漁に従事していた者が漁業者として自立を図るために許可を申請する場合です。(4) 静岡県の漁船登録を受けた漁船の使用者として登録され、漁業の水揚実績を有する者。これは漁業を行い、実績を有する者が申請する場合です。最後に(1)から(4)以外の場合となります。

御覧いただいたように、現にイルカ漁に従事している者、積極的にイルカ漁に従事しようとしている者の順に順位をつけようとするものです。なお、許可等の基準により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、漁業調整規則第11条第6項に公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとすると規定されています。

最後に、4の許可の有効期間についてです。漁業調整規則第15条第2項に基づき、許可の有効期間について、令和8年1月1日から令和8年8月31日までと定めたいと存じます。短い期間となりますが、新たな許可漁業のため、実際に漁を行う中で課題等が出てくることが予想されることから、これらに適切に対応するため短めの期間にしたいと思います。

次の有効期間につきましては、改めて御審議いただくことになりますが、令和8年9月1日から令和9年8月31日までの1年間とし、他の知事許可漁業の終了時期に合わせたいと考えております。さらにその次については、他の知事許可漁業の有効期間の3年に揃えたいと考えているところでございます。

資料4ページを御覧ください。協議事項の取扱方針について御説明いたします。第1～第7までは、既に御説明いたしましたので、第8、第9について御説明いたします。

第8の捕獲鯨種及び頭数は、毎年8月頃水産庁から各県毎に種類、

頭数の捕獲枠が示されますので、この範囲内で捕獲することを規定するものです。

第9の許可等の条件は、漁業調整規則第13条第1項に、知事は漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可をするに当たり許可に条件を付けることができると規定されており定めるものです。(1) 乳飲み稚いるか及び稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。(2) 集団で湾内、浅瀬等へ誘導するような操業をしてはならない。(3) 漁業権漁場内において操業する場合は漁業調整を行わなければならない。(4) 突棒以外の漁具を使用して鯨類を捕獲してはならない。(5) 1漁期の捕獲頭数は、毎年別途指示した種類及び頭数の範囲内とする。これは、先ほどの水産庁からの捕獲枠の範囲内ということです。(6) 捕獲頭数調整等のため操業停止の指示をした場合は、これに従うこと。(7) 捕獲物は、次表の港以外に陸揚し、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により陸揚港以外に捕獲物を陸揚し、又は他の船舶に転載したときは、その都度知事に報告しなければならない。陸揚港については、陸揚げやその後の流通を円滑に行うため、漁業者の皆様から意見を聴取して規定いたしました。(8) 帰港後、直ちに所属する漁協あるいはいとう漁協及び伊豆漁協に捕獲報告をしなければならない。(9) 知事が資源の保護又は漁業調整のため必要と認めて操業を制限した場合は、これに従わなければならない。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、いるか突棒漁業の制限措置の内容、許可の取扱方針について、御審議をいただきたいと思います。

○高田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○金指委員

操業区域ですけど、そこに地図がありますので、説明していただけますか。

○津久井主幹

富士川左岸の正南線の線より東側で、伊豆市と沼津市の市境より

北側を除くので、正西の南側になります。駿河湾の湾奥については抜いております（地図で示しながら説明）。

○金指委員　　波勝とか石廊はよいわけですね。操業時間はどうなんですか。

○津久井主幹　　時間は特に定めておりません。

○金指委員　　夜は突棒ができないから定めていないということですか。

○高田会長　　日の出から日没までですよね。

○薩川委員　　であれば、それは明記しておいた方がよいと思います。

○金指委員　　例えば、東伊豆の船が西伊豆の海域に入ってきて、次の日も商売するというときに、港へは帰らず、沖を流して一晩過ごすパターンになる気がしますが、その辺りはどうですか。

○高田会長　　伊豆漁協が広くありますが、ここに書いてある港ならどこに水揚げしてもよいから、そこで陸揚げするか、氷漬けにして自分の港に帰るのではないでしようか。

○金指委員　　必ず港へ入るということですか。操業が終わって、明かりをつけて停泊している可能性もありますか。

○高田会長　　港に入ると思います。漁は、イルカを見つけて追いかけるのと、もう一つは、キンメ漁をしていてイルカを見つけたら、追いかけていって操業する。突けたら船上で処理して、できるだけ自分の港に入るけれど、風が吹いて戻れないこともあるので、そのときは決められた港があるので、その港に下ろします。

○金指委員　　まき網は陸寄りの共同漁業権の外で夜に操業する場合があります。

○高田会長　　夜は影響しないと思います。

○金指委員　　分かりました。この線で区切ってもらって、もし許可が出た場合は、まき網とかの関係者に対して区域とかを周知してもらわないと

問題が出てくるのではないかと思います。その辺はお願ひします。文章だけだと皆分からぬと思うので、ここで操業するという地図も合わせて周知をお願いします。

○津久井主幹

地図も合わせて周知をします。

○金指委員

結構広い範囲ですよね。まき網の漁場とも被りますが、まき網協会とも話をしますか。

○津久井主幹

許可の条件に漁業調整をすることとありますので、必要に応じて漁業者間でも調整をしていただければと思います。

○薩川委員

問題になるのは漁獲枠だと思います。頭数が国から示されるわけですよね。漁獲した本数とか、種類とか、報告をどのようにするのか分からぬものですから。どのようにするのですか。

○津久井主幹

漁獲した場合は都度、所属の漁協、伊豆漁協もしくはいとう漁協に報告することになっています。

○薩川委員

各漁協に揚げたときに、各漁協からすぐに報告がないと上限を超えることもありますから、漁業者が報告するのか、漁協が報告するのか、どのようにするのかをはっきりさせておく必要があります。

○津久井主幹

漁業者が漁協に陸揚げして、漁協は数量を取りまとめて翌月 10 日までに報告という流れを考えております。

○薩川委員

漁獲枠は完全に決まっていますので、それに近くなったときにどのように通知するのか決まっていないと、上限を超えることもあります。

○津久井主幹

各漁協で漁獲頭数を管理する者を置いて、漁に出る前は漁業者がその頭数を確認し、上限に近づいたときは特に気をつけるように指導するという体制をとると聞いております。

○薩川委員

それがちゃんとできればよいですけど。えびかごの場合は、県へ必ず報告書を出していますので、上限に近づいてきたら、そろそろと県と調整できるようになっています。

そういうことができればよいですけど、これだけ広い範囲でやつていますと、地区によって報告のタイミングにズレもあると思うものですから、その辺を周知徹底できればよいですが。

○高田会長

このイルカ漁の話は、いとう漁協と伊豆漁協の漁業者から始まった話です。いとう漁協と伊豆漁協では、各船の無線なり、携帯で漁協には常に報告するという話になっています。

自分としては、頭数の上限を気にするくらい獲れたら大したものだと思っています。まずは、どのくらい獲れるのか、漁業として成り立つか。昔のように追い込み漁ができなくなった中で、出来れば突棒漁も加えて、少しでも漁ができるようにというのもあります。先日の漁業士会でも、とりあえず伊豆の仲間でこの漁業をやりたいという話も出ました。

薩川委員が言ったように、連絡は常にできるようにして、ここにも伊豆漁協の役員もいますけど、許可をもらえれば、さらに詰めていきたいと思います。

○薩川委員

先ほど金指委員が言ったように、夜に操業しないで、その日に水揚げが基本であれば、まき網との競合はなくなりますし、漁獲した頭数もその日に出てくるので分かること思います。

○高田会長

沖流しはしないと思います。これだけの港を指定しているのは、漁業者の皆さんには分かると思うけど、もし風が吹いてきて自分の港に入れなかったとき、そこで下ろせれば陸送でも運べます。売るところはいとうの魚市場とかに制限されているので、頭数は分かります。

○薩川委員

許可を受ける人がそういったことを基本に考えてくればよいですけど、場合によっては明記せざるを得なくなりますので。

○高田会長

よろしいでしょうか。他に漁業者委員から何かありますか。  
では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願ひします。

○鳥居委員

説明でもありましたが、このイルカ漁業を認めて欲しいという背景には、どのようなものがあるのでしょうか。

○高田会長

イルカ漁は伝統漁であって、イルカを食べる文化があるので、イルカ漁をできればという話です。若い漁業者の中にも是非やってみたいという人もいます。漁業許可として県からもらえれば、1つ漁業が増えるわけで、漁業としてやれたらよいのではないかという話です。

○鳥居委員

新たな選択肢ということですね。いるか追込漁については、獲る人いなくなってしまったのか、イルカが減って獲れなくなってしまったのですか。

○高田会長

2つありますて、いるか追込漁には、かなりの船がいるんですよ。イルカの先に回り込んで追いやる船、港口で網を張ったりとか。昔は沖でキンメを釣る仲間も手伝ったりしましたが、船の数、漁業者も減ってきたというのがあります。

あとは、皆さん御存じかとは思いますが、当時の情勢もあります。うちでも水産庁、保安庁が来たりして、必ず漁期前の講習をやりました。そこで、反対派のそういう人が来たときはどうしようという話をしました。そういう状況でも当時は漁をやっていましたが、その後、サンマ、イカとかが減って、イルカはそういう魚を追いかけて来ますので、イルカも岸から離れるようになりました。

○鳥居委員

御説明ありがとうございました。ちなみに、いるか突棒漁業では、どれくらい獲る予定ですか。いたら獲るという感じでしょうか。

○高田会長

利口ですから、どんどん突けるものではなく、1回失敗したらその群れは逃げると思います。何頭獲れるかはやってみないと分からなと思います。

○吉野局長

今回、この許可をお認めていただけたら、国の資源調査を基に決められた漁獲枠の中で、国に枠の申請を行うことになります。以前、追込漁をやっていたときには静岡県にも数十頭の枠がございました。枠の範囲の中で静岡県でも配分をすることになります。

○高田会長

イルカにも種類がありますので、配分があるイルカを獲ります。

○浪川委員

少し教えていただきたいのですけど、船舶の数を熱海市、伊東市で10、東伊豆町から伊豆市で20と提案されていますけど、若い方

とか、やりたい方の数で決めているのか、数を決めた根拠についてお伺いしたいのと、もう1点は、突棒ですと食用だと思いますが、流通がどのようにになっているのか、教えていただければと思います。

○高田会長

隻数ですけど、やりたい人がいる状況で、伊豆漁協の方が組合員数がかなり多いですので20と10に分けました。

流通ですが、今現在は静岡県ではイルカを獲っていないですが、スーパーには東北とか和歌山で獲れたイルカが来ています。少なければ、獲れたイルカは地元で流通してしまうと思います。

○浪川委員

食文化が残っているので、地元で流通できるということですかね。分かりました。ありがとうございます。

○福井委員

水産庁から県へ枠が配分されるわけですが、そんなに多くはないですよね。

○高田会長

そうですね。ただ、種類は多くもらう予定でいます。いとう漁協では過去に、バンドウイルカ、スジイルカ、アラリイルカ、ゴンドウとかの枠を持っていました。

○津久井主幹

私の方で御説明いたします。水産庁と調整中ですけど、追込漁の枠を返上する直前の数字で、全部で57頭でした。カマイルカが26頭、バンドウイルカが24頭、オキゴンドウが7頭でした。本日、御承認をいただけましたら、改めて水産庁と調整をします。現時点では、伊豆漁協といとう漁協で、この数字をベースに始めましょうという話になっています。ただし、種類については、先ほど話があったように、もう少し増えるかもしれないという話になっております。

○田口委員

素朴な疑問ですけど、イルカがいたら獲るかもという話でしたけど、今皆さんを持っている装備ができるものなんですか。

○高田会長

何隻かは、昔突棒漁をやっていたので、そのままできると思いますが、新たにやる人は、突棒台まではいかなくとも電気モリくらいは用意しないといけないと思います。

○田口委員

結構参入が難しそうな感じがしますね。

- 薩川委員 私も昔はカジキを突いたりしていましたけど、そんなにお金がかかるわけではないです。一番は電気モリですかね。
- 田口委員 技術もいるのではないですか。
- 薩川委員 技術はやっていればつきますから。イルカは遊びで船の近くに来ますから、カジキよりイルカの方が突くのは簡単だと思います。ただ、イルカは頭がよいので、1回突くとその船には近づかなくなるのではないかね。
- 田口委員 スクリューの音とかで覚えるって言いますよね。
- 高田会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 津久井主幹 よろしいでしょうか。先ほど金指委員から操業時間について御意見をいただきましたので、操業時間についての条件のところに1項目追加して、何時から何時のようにしたいと思います。
- 高田会長 できたら日の出から日の入りにして欲しいです。時間にしてしまうと、夏と冬で違うので、分けないとけなくなると思います。
- 薩川委員 夜やる漁業に支障のない時間で、まき網の人とかとかち合わなければよいと思います。それであれば、日の出から日没までになると思います。
- 津久井主幹 それでは、日の出から日没まで、という定め方でよろしいでしょうか。
- 高田会長 いなければ帰るので、日没までやることはありますから。
- 松山班長 会長よろしいですか。先ほどおっしゃた内容と同じではあります  
が、他の漁業では、日没から日出までの間は操業してはならない、  
としております。他の漁業に合わせた形で条件に記載させていただこうと思います。

- 高田会長 よろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 高田会長 ありがとうございました。それでは、諮問事項ア 知事許可漁業の制限措置等について、協議事項ア 知事許可漁業の取扱方針について、原案のとおり了承します。
- 続きまして、諮問事項イ 小型機船底びき網漁業手縡第3種漁貝けた網漁業について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木主任 小型機船底びき網漁業手縡第3種漁業貝けた網漁業について御説明します。
- 資料の右上の図を御覧ください。まず、貝けた網漁業ですが、貝を砂から掘り起こす爪が付いた部分と、その後ろに網が付いた漁具を使い、この貝けた網漁具を船で30分から1時間程度、水深5m程度の海域を網で曳いて行われています。1日の曳網回数は5回程度となっています。
- 貝けた網漁業の許可の取扱いについては、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針のうち、基本方針の中で、漁獲対象物が共同漁業権漁業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しく変動があること等を考慮し短期許可扱いとすると規定しています。
- 許可の要望についてですが、令和7年9月3日に南駿河湾漁協から要望書が提出されております。要望書について3ページを御覧ください。要望内容は昨年と変わりはありません。内容としては、操業区域が吉田町地先である共第18号共同漁業権漁場内で、ハマグリを漁獲対象として令和7年12月7日から令和8年3月20日までの操業を昨年と同じ2隻で行いたいというものです。資源状態に大きな変化がなければ許可を行うことができるものと考えます。
- 対象魚種であるハマグリの漁獲状況について、グラフを御覧ください。棒グラフは漁獲量、折れ線グラフは1日1隻当たりの漁獲量、CPUEを示しています。冬期の操業のため、天候次第で年によって操業日数に増減があるため1日1隻あたりの漁獲量で示しています。平成19年以降については、漁獲量が概ね2トンを超え、CPUEは15kg/日・隻を超えていました。また、令和2年以降は漁獲量が増加し、漁獲量は4トンを超え、CPUEは40kg/日・隻以上の比較的高い値で推移しています。令和6年の漁獲量は4,269kg、CPUEは49.1kg

/日・隻と高い状況にあり、資源状態は良いものと考えられます。

次に2ページを御覧ください。令和2年以降の殻長組成を示しています。こちらは、漁獲物のモニタリングのため漁業者に測定をお願いしているものです。これを見てみると、平均殻長は8cm後半であり、令和6年漁期は僅かに大きくなっていますが組成に大きな変化はありませんでした。なお、小さい個体がほとんど獲れていらない理由として、砂をかく爪の幅が約4cmのため、そもそも獲れないようになっているためです。以上が、昨年漁期までの漁獲状況の説明となります。

今年度の許可の方向性ですが、漁獲量、CPUEが高位であり、殻長についても近年と同様に大きな個体がメインに採れており、長期的な過去のデータと比べて資源状態は比較的良好なものと考えられるところから、昨年と同様の許可を行いたいと考えております。

なお、同じく貝けたではナガラミと呼ばれる巻貝が混ざって獲れる場合がありますが、平成29年の許可からはながらみ資源に影響を与えないように、許可の条件にながらみが採れた場合は放流する旨を追加しております。

それでは、2の諮問事項についてですが、貝けた網漁業の許可につきまして静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可または起業の認可を申請すべき期間を定めたいので委員会の意見を承知したく諮問します。制限措置では1から6の内容を規定しており、許可を申請すべき期間は令和7年10月20日から11月19日までとしたいと考えております。これらを踏まえた告示案4ページのとおりとなります。年度等を更新しております。

また、静岡県漁業調整規則第15条第2項で、漁業の許可について短い有効期間を設けるときは海区漁業調整委員会の意見を聞くことになっています。先ほど御説明しましたようにハマグリの資源状態は比較的良好なものと考えられることから、操業の期間については要望のとおり昨年同様の令和7年12月7日から令和8年3月20日までの期間とし、有効期間につきましても、操業の期間に合わせまして許可日から令和8年3月20日までとしたいと考えています。

その他の資料ですが、5ページは、許可に係る制限措置、申請すべき期間、有効期間を定めることについての知事から静岡海区漁業調整委員会宛の諮問文になります。また、参考資料として、6ページに過去の操業実績の表を、7ページに許可証案、8ページ以降に関係法令等を付けております。

御説明は以上です。なお、公示文に軽微な修正があった場合は事

務局に一任いただきたいと存じます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、貝けた網漁業許可について、昨年と同様の内容で許可してよろしいか、御審議をいただきたいと思います。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

南駿河湾漁協の吉田支所の範囲内ですけど、ここ何年かは安定した水揚げで推移しております。漁協としても、この2隻の操業については注意して違反のないよう指導していくつもりです。よろしくお願いします。

○薩川委員

少しお聞きたいのですが、CPUEは低くなっていないので資源が悪くはないと思いますが、他の許可では総量が決まっているものもあると思います。それがないと、貝けたの刃先の幅は分かりましたけども、貝が入るところの網目が決まると、小さいものが抜けてく状況になるものですから、その辺りは県として考えはあるのでしょうか。

○鈴木主任

総量につきましては、今まで比較的資源状況がよいという点と、漁場が共同漁業権漁場内かつ対象種が漁業権魚種であることから、ひとまずは漁協にある程度の裁量を与えた状態ですが、もし資源が悪くなれば、海区の場で、もう少し制限を設けた方がいいのではないかといった議論をすることになるかと思います。

網目については、爪の幅より細かいので、確かに小さい個体が獲れてしまっている部分はあります。そうは言いましても、殻径の組成を見てみると、獲れているのは小さくとも6、7cmですので、そこまで小さい個体は獲っていないかと思います。現状の資源状況であれば、これ以上の厳しい制限を求める必要はないと考えております。

○薩川委員

うちの漁場でも、昔は貝けたをやったことがあります、貝けたを曳くと土が掘り起こされるので海底が活性化されます。今は貝が

いないのでやりませんが、漁場にも良いものですから、長く漁業がやれるようにやっていただきたいと思います。

○西原委員

船でやるのは2隻だけですが、陸からやる人は結構います。御前崎市長、吉田町長からは観光で解放して欲しいと言われますがなかなか難しい問題です。

○薩川委員

本来はシラスをやっているような遠浅の漁場では、負けたで漁場を活性化すると良いと思います。

○西原委員

ナガラミは全然いないですが、ハマグリはずっと獲れていますので、環境は良いのだと思います。

○高田会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○福井委員

図1では、平成20年以降、令和2年以降と資源状況が非常に良くなっていますけど、稚貝を放流して数年後に増えたのか、それとも自然発生でしょうか。

○鈴木主任

どちらも自然発生です。

○福井委員

分かりました。

○安間委員

水揚げが増えていて結構なことで、内容にも反対意見はありませんが、かつては結構な操業隻数がありましたよね。採算が合わないとか、高齢化とか、事情が分かりましたら教えてください。

○西原委員

何でもそうですが、儲かる漁業であれば皆やるので、昔は何隻もありましたが、他の商売が良くなった頃にやらなくなりました。今は2隻で丁度よいくらいな感じがします。他にもやりたいと言う人はいますが、今やっている人と話合いをして、調整がつかないという状態です。陸からやる人もかなりの数いましたが、腰までつかつてやりますし、かなりの重労働なものですから、人数が減ってきました。

○高田会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。御意見が出

尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項イ 小型機船底びき網漁業手縕第3種漁業 貝けた網漁業について、原案のとおり了承します。

続きまして、協議事項イ 令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

全漁調連の令和8年度の国への要望事項について御説明いたします。まず、配付資料について御説明いたします。資料3、1から5ページが新規及び継続要望事項の内容、諮問事項となります。6から13ページが新旧の要望事項比較、14ページが要望事項の経緯についてまとめたもの、15ページは今回提出いただいた要望事項です。16ページは、東日本ブロック会議における提案議題、諮問事項となります。

15ページの参考資料を御覧下さい。今回、要望事項の提出にあたり、委員の皆様方、各沿岸漁協の皆様に照会をさせていただきましたところ、田口委員、焼津漁協様から提案があり、まとめたものになります。

5ページの資料と参考資料を合わせ御覧ください。新規の提案について御説明いたします。田口委員からは、海区漁業調整委員会の財政基盤の確保、特に備品等の予算の確保について御提案をいただきました。財政基盤の確保については、海区の適切な運営のためとして、既に要望事項としてとりあげられておりますが、今回、田口委員から、海区委員会において理解を深め公平公正は協議を行うための予算措置を新たに要望する趣旨のお話を伺いましたので、新規要望として提案したいと考えております。

5ページの要望内容の欄を御覧ください。これは、既に要望事項として国に提出されている文章に下線部を新たに加えたものです。おそらく、静岡から新規として提案したものと東日本ブロック、全漁調連で取りまとめる段階で、既存の継続要望に溶け込みとなることが予想されることから、最初から既存の文書に追加することとしたしました。結果として継続要望になるかもしれません、新規として提案いたしたいと存じます。

次に継続要望について御説明いたします。13ページと参考資料を御覧ください。これは焼津漁協様から提出されたものになります。ミニボートによる危行行為の防止は、昨年度焼津漁協様から提案があり、本県から新規要望として提出したものです。今回は、新たに水上バイクについて提案がされました、危険行為の防止を要望する前回と類似の要望であることから、焼津漁協様と調整して新規ではなく、昨年度の要望に加える形での継続要望とさせていただきました。このため、ミニボートの後ろに「等」を追加し、下線部のように経緯の表現を変更し、要望内容については追加いたしました。

2ページを御覧ください。ここから12ページまでは、昨年度と同様の提案をそのままに継続要望とするものです。1点、2ページ下段のクロマグロの要望については、昨年度、新規の提案したところ増枠などの要望が実現されたのですが、まだまだ不十分であるとして継続要望としたいと考えております。

16ページを御覧ください。これは、10月に開催される東日本ブロック会議の議題として提出する案でございます。

以上、国への要望事項、ブロック会議への提出議案についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたら、皆様には全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項の内容について、御協議をいただきたいと存じます。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願ひします。

○薩川委員

このミニボート等については、我々のところは清水港があるものですから、非常にボートが多いです。ミニボートというのは、2馬力以下のボートに限定しているのかもしれません、清水港においては、手漕ぎのカヤック、カヌー、ウィンドサーフィン、SUP等がありますが、形象物を立てていないです。そのため、波の間に入ると全然見えないことがあって危ないという話が出ています。それと一番困るのが、夜間、頭に白い懐中電灯を付けただけで出てきます。船のような赤、青のライトもないで、どっちを向いてるのか、後ろなのか前なのかも分らない状態で、非常に危ないということで保安部にもいろいろ言っていますが、あれの扱いはどうかと聞くと、

漂流物と同じだと言うことで、漂流物を引っ掛けた場合どうなるのか聞いたら、あなたが悪いと言われて、じゃあどうすればいいんだという話になって、法的な規則がないものですから取り締まることができないと言われてしまって、今はやりようがないという状況です。そういうものが、自分で道具を持ってきて海岸線からいくらでも出てくるものですから。どこの地区も同じだと思いますが困っています。2馬力のボートですと、2、3マイル沖まで出てきてしまいます。

水上バイクはまだ分かるのでよいですが、暗い時間、目視できないときにレーダーで見ようとしても、反射板も何も付けていないボートは全然分からないです。うちの漁協でもいろいろ対策をとって周知はしますけども、なかなか難しいです。引っ掛けた場合はこちらが悪くなるのに取り締まることができないというのが一番困る話です。

何とか事故が今ないように気を付けてはいますが、いつ事故があってもおかしくない状況です。以上です。

○津久井主幹

要望書を送らせていただきましたので、御覧になっていただいたかもしれません、ミニボート、プレジャーボート等に関する要望はかなりの数になっております。義務化、制度化であったりとか、保険の加入だとか、かなりの項目がありまして、今お話をいただいたようなものはほぼ網羅されているかと思います。これは本当に静岡県、清水港はもちろん、日本全国で同様の懸案事項ということでございます。引き続き要望として上がってくると思います。

また全国の要望内容を見て、今年上がったものの中で、落ちてしまうようなものがあれば、改めてお諮りしたいと思っております。

○西原委員

南駿河湾漁協でも、そういう問題が過去にありまして、この頃は水上バイクをやっているお店とか団体の人たちと接触して、排除ではなくて、この範囲でやってください、港の出入口は絶対近づかないでください、港内には入らないでくださいとか、ここ3年くらい話し合いをしています。地元の水上バイクの人たちの中には、救助隊に入ってくれる人もいたりして、海上保安庁と漁協の3者で今年も会合を持ちました。そういう中で、水上バイクに関してはうまくいっているのではないかなと思います。

ただ驚いたのが、昔の水上バイクと違って燃費も良くなつて、焼津とか結構遠くまで遠征に行くそうです。そういう人たちも、ル

ルを決めてもらえば、僕たちも遊びやすいと言ってくれてるものですから、連絡が取れる団体があれば、こちらから海上保安庁と一緒に積極的に話をするのがベストだと思います。

先ほど薩川委員も言ったように、あの人たちは本当に怖さを知らないというか、真っ暗な中でヘッドライト一つ付けて出るものですから、こちらも気づかないで近づいてびっくりします。風が吹いてくれればカヤックでは帰れないですよ。御前崎の岸壁の近くで釣りをしていたマイボートの2人が、強風で船が岸壁に当たられたのか実際に亡くなっています。それこそ2馬力とかのエンジンでした。15mの西風が吹いてきたときなんて無理ですから。

そういうこともあるものですから、どうにかしてその人たちと話合いの場を持つしかないです。うちも港を一切使わせないようにしていますが、やはり一番は怖いのは個人で来る人ですね。やった損になってしまふので、こちらが注意するしかないです。

○高田会長

自分は全国の海区漁業調整委員会にも2回出させていただいて、この話はどこでも出ています。まだ法的にはどうにもできないのが現状ですよね。今年も継続して要望しなければならないと思っています。

うちの漁協でもあった事例ですが、漁業者に一番気を付けてほしいのは、港口にいた遊漁者に対して、漁業者が怒って近づいていくて危ないじゃないかと言ったら、それを動画で撮られていて、返つて船が危ないとSNSに出されて叩かれてしまったことがありました。そういう問題も起こるので、相手がいれば、各地区で漁協が間に入って話をして、事故がないようにしていくしかないと思います。

うちの方でも、風がないから犬を乗せて出て行ったら午後から南西の風が吹いてきて、ひっくり返ったのか、どこかに行ってしまったこともあったので、海の怖さを分かっていないという問題があります。

各漁協の役員さんは大変ですけど、事前に話をして、出来るだけ事前に防げたらよいと思います。

○高田会長

他に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、協議事項イ 令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について、原案のとおり了承します。

続きまして、報告事項 くろまぐろ小型魚に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○山崎主査

資料4 くろまぐろ小型魚に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、水産資源課の山崎から御報告します。

資料の報告の経緯を御覧ください。まず、1ポツ目ですが、県は国の資源管理基本方針に基づき県の中長期的資源管理の考え方を示した静岡県資源管理方針と、県方針の別紙1-5くろまぐろ小型魚、別紙1-6くろまぐろ大型魚を制定して公表しています。2ポツ目に小型魚のくろまぐろの管理方法が記載してございます。小型魚は県方針において、1年を4か月ごと、3期に分けて漁獲を管理しています。この度、4月から7月までの期間が終了したことから、漁船漁業等及び定置漁業の当該期間の残枠全てを翌期間の8月から11月までの期間に繰越ししました。

この処理は、3ポツ目にありますように、方針の該当部分に記載の方法に基づく処理となり、既に8月22日に変更を告示してございます。また、実際の変更状況は3ページにお示ししたとおりとなっております。3頁の右側の表の備考に詳細を記載していますが、本年度は、漁船漁業で実績が6.5トンで残枠12.5トンを繰越しました。定置漁業では実績が4トンで残枠4.7トンを繰り越しました。以上です。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたがあことについては、御質問等ありましたらお願いします。

○高田会長

いいですか。小型も大型も増えているので、やはり大変だけど現場では定置で小型魚が見えています。定置では5kg以下を放流していますから、なかなか大変な状況になっています。

30kgになるのが3年くらいですか。そのくらいの魚が見え始めた気がします。それが増えてくると大型魚になりますよね。放流しな

いといけないけど、漁で稼がなければならぬ狭間で、それが増えると厳しいかなと。大型だと逃がさないといけなかつたりで、釣りにしても、定置にしても苦労が結構多いと思うんですよね。また枠があれば、スムーズに配分できるように、お願いしたいと思います。これが現場の声です。

○高田会長

他に御意見ございますか。ないようでしたら、このことについて、以上とします。

最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○鈴木主任

次回開催について御報告させていただきます。次回は12月5日(金)、静岡県庁の隣にあります県漁連ビルの会議室での開催を予定しております。議題としましては、特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし)に関する令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について等を予定しております。

○高田会長

次回海区については、12月5日(金)ということですので、よろしくお願いします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○小泉事務局長

高田会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。  
以上で、第23期第4回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。  
ありがとうございました。

(終了時間 16:05 )

が増え  
、釣り  
また枠  
います。

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和7年9月25日

議長

高田充朗



議事録署名人

薩川一義



議事録署名人

浪川珠乃



